

食安監発0628第1号
平成25年6月28日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長
(公印省略)

食品衛生法に違反する食品等の回収情報について

標記については、平成19年10月25日付け食安監発第1025001号により情報提供をお願いしているところですが、今後、本件に関する厚生労働省ホームページへの掲載内容については、下記のとおりとします。

つきましては、要件に該当する事例について、当該公表資料又は情報を掲載しているホームページのURLを本ホームページ（別添）に掲載するので、引き続き、当課あて速やかに情報提供いただくようお願いします。

なお、平成19年10月25日付け食安監発第1025001号は、廃止します。

記

「更新情報」への掲載対象について

食品衛生法に違反した又はその疑いのある食品等について、回収命令又は食品等事業者による自主回収が行われ、厚生労働省食品安全部及び都道府県等食品衛生主管部（局）が公表を行った事例であること。（違反又はその疑いの根拠は行政検査の結果、食品等事業者による検査の結果を問わない。）

また、海外での食中毒情報等に基づき、国内で食品等の回収が行われている事例であること。

「食品衛生法に違反する食品等の回収情報」の概要

【目的】

食品衛生法違反となった広域流通食品等や食中毒の原因食品の回収情報を広く周知する。

【ホームページアドレス】

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kaisyu/

【ホームページの構成】

1. 厚生労働省や都道府県等が公表した食品衛生法違反食品等の回収情報
食品衛生法に違反した又はその疑いのある食品等について、回収命令又は食品等事業者による自主回収が行われ、厚生労働省食品安全部及び都道府県等食品衛生主管部（局）が公表を行った事例を掲載する。（当該公表資料のPDFファイル又は情報を掲載しているホームページURLを添付。）
また、海外での食中毒情報等に基づき、国内で食品等の回収が行われている事例を掲載する。
2. 輸入食品の回収事例
検疫所におけるモニタリング検査で違反となった食品等の回収情報を掲載する。（関係都道府県等あての監視依頼の鑑のPDFファイルを添付。）
3. 食品等の回収に関する情報（リンク集）
食品等の回収情報、食品衛生法に違反する食品等が掲載されているホームページ（消費者庁、国民生活センター及び都道府県等の食品衛生担当部局のホームページ）へのリンクを掲載する。

【その他】

掲載期間は、原則1ヶ月間とするが、各事例の回収状況を勘案し、掲載期間を短縮又は延長する場合がある。